

開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いフロー

建築・工事・造成などの計画 / 各種法令の申請・確認

埋蔵文化財包蔵地の範囲確認

[(様式) 埋蔵文化財照会確認申請書]

照会先 山都町教育委員会
生涯学習課 文化財担当
TEL : 0967-72-0443
FAX : 0967-72-1081

埋蔵文化財が存在する可能性が高い場合、協議の段階で設計の見直しをお願いする場合も予想されます。このため、可能な限り計画の見直しができる段階での照会をお願いします。

埋蔵文化財包蔵地
(遺跡) に該当

該当なし
(調査不要)

工事内容等に関する協議

着工後に埋蔵文化財が発見された場合には、「遺跡発見届」が必要です。

文化財保護法第93条による発掘届提出

[(様式) 埋蔵文化財発掘の届出について (文化財保護法 93-1)]

発掘届の提出は、着工日の60日前までとなっていますが、発掘調査を実施する場合は、工事期間・計画に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、可能な限り早い段階で照会を行って下さい。

予備調査 (現地調査・試掘など) の実施

予備調査の結果を基に、町の意見書を添えて県教育委員長へ届出を進達

県教育長より埋蔵文化財の取り扱いに関する指示の通知 (措置の決定)

発掘調査

計画・費用負担等について協議

工事立会

着工時に専門職員が立会

慎重工事

記録保存

影響あり

影響無し

着工可、工事着手